

労働災害総合保険仕様書

(法定外)

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の被用者が業務上および通勤途上中の理由により被った身体の障害について、機構が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員法定外災害補償規則に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に対して付保する労働災害総合保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約付帯）

5. 保険の種類

労働災害総合保険普通保険約款

6. 付帯する特約

- ① 通勤災害担保特約
- ② 職業性疾病担保特約
- ③ 天災危険担保特約（保険期間中10億円限度）
- ④ アスベスト・じん肺不担保特約
- ⑤ 保険料確定特約
- ⑥ 保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）
- ⑦ 共同保険に関する特約
- ⑧ 船員用特約

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

7. 保険の内容

(1) 保険の対象

- 保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、身体の障害区分については労災保険法等による決定に従うものとする。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とする。

(2) 保険の対象とする被用者の範囲

アルバイト・パートタイマー・嘱託・非常勤教職員を含む

(3) 保険金額

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員法定外補償規則による定額方式（別表のとおり）

(4) 自己負担額

なし

8. 自動担保

保険期間の途中で被用者の増加があった場合自動的に保険の対象に含むものとする。

9. 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

10. 免責事項

労働災害総合保険普通保険約款、各特別約款と同内容

11. その他の条件

ブローカー扱いとする。

12. 保険料算出条件

平均被用者数（常時使用労働者数） 9, 427人（令和7年7月 政府労災申告書記載）

13. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

- ・ 政府労災申告書
- ・ 保険事故一覧
- ・ 学校毎教職員数一覧 ※天災危険担保特約付帯の参考データ

以上

【別表 労働災害総合保険金額】

	業務上（万円）	通勤途上（万円）
死 亡	1, 735万円	1, 045万円
後遺障害1級	1, 435万円	915万円
後遺障害2級	1, 395万円	885万円
後遺障害3級	1, 350万円	855万円
後遺障害4級	865万円	520万円
後遺障害5級	745万円	445万円
後遺障害6級	620万円	375万円
後遺障害7級	500万円	300万円
後遺障害8級	320万円	190万円
後遺障害9級	255万円	155万円
後遺障害10級	200万円	125万円
後遺障害11級	150万円	95万円
後遺障害12級	110万円	75万円
後遺障害13級	80万円	55万円
後遺障害14級	50万円	40万円

※天災危険担保特約については、保険期間中10億円の支払限度額を設定する。